五泉市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

五泉市農業委員会 会長 松尾 タカ子

「農業委員会等に関する法律」第7条第1項の規定に基づき、五泉市農業委員会 にかかる標記指針を下記のとおり定める。

記

- 1. 遊休農地の解消について
- (1) 游休農地の解消目標

遊休農地率 1%以下の維持

【目標設定の考え方】

当市の遊休農地面積の割合は、現状で1%以下となっているため、令和8年度末までに「ゼロ」を目標とし、新規発生と再発の防止に努める。 (遊休農地面積: 耕地面積) × 100 = 遊休農地率

 $(0.37 \text{ ha} \div 5,100.00 \text{ ha}) \times 100 = 0.01 \%$

※耕地面積は、「農林水産関係市町村別統計:令和3年耕地面積」とする。

- (2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法
 - ①現地調査について
 - ・農業委員と推進委員で、12班に分けた体制で毎月、農地パトロールを行う。
 - 農業委員と推進委員で、農地利用状況調査を行う。
 - ②農地利用意向調査について
 - ・ 転作地等の確認作業後に農地利用意向調査を発送し、所有者への是正指導 を行う。
 - 回答の無い所有者に推進委員等が意向確認を行う。
 - 農地利用意向調査の全員回答に尽力する。
 - ③耕作者、中間管理機構へのあっせんの実施
 - ・農業委員と推進委員が相談役となり、耕作者の仲介を行う。
 - ・農地中間管理機構への貸し付けを促すなどの仲介を行う。

④非農地判断の実施

・すでに山林化・原野化していて農地への復元が困難な土地や、復元しても 営農継続が困難と見込まれる土地については、所有者の意向や地域の事情、 現地の状況等を十分勘案しながら、非農地判断により、農家基本台帳から 除外処理を行い、守るべき農地を明確化する。

- 2. 担い手への農地利用集積について
- (1) 担い手への農地利用集積目標

4,080.00 ha

【目標設定の考え方】

耕地面積の担い手集積率 8割を令和8年度末の最終目標とする。

耕地面積 5,100.00 ha× 0.8 = 4,080.00 ha

4,080.00 ha - 既存達成面積 2,970.45 ha = 1,109.55 ha

1,109.55 ha ÷ 5年 ≒ 222 ha

当該指針においての1年目標面積は 222 haとする。

(5年後の目標面積は2,970.45 ha + (222 ha × 5年分) = 4,080.00 ha)

- (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な取り組み方法
 - ① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて
 - ・農業委員と農地利用最適化推進委員は、担当する地区や集落での農業者等の話し合いの場に積極的に参画し、「人・農地プラン」の作成と見直しに 主体的に取り組む。
 - ② 農地中間管理機構等との連携について
 - ・担当する地区や集落の農業者等の経営状況や農地利用状況等の情報収集活動を行い、農地の出し手や受け手の候補者等を把握し、農地中間管理機構等と連携を取りながら、それぞれの意向を踏まえたマッチングを行う。
 - ③ 農地の利用調整と利用権設定について
 - ・担当する地区の農地利用の状況を踏まえ、担い手の意向を踏まえた農地集 約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。
- 3. 新規参入の促進について
- (1) 新規参入の促進目標

5 経営体

【目標設定の考え方】

- ・ 年1経営体を目標設定とし、今後5年間で5経営体の確保を目指す。 (R1-1経営体、R2-2経営体、R3-0経営体)3年間平均:1経営体
- (2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法
 - ① 関係機関との連携について
 - ・ 意欲のある農業者の情報収集を行い、農業関係機関と連携し新規就農希望 者や定年帰農者等の必要に応じて相談や指導・助言にあたる。
 - ②相談窓口の連携を勧める。
 - ・年間を通じて就農相談など、地区の身近な相談役として、相談活動を実施する。